

## 資料 2

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想の一部変更について

1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について .....	1 頁
2	地域計画（人・農地プラン）の策定 .....	2 頁
3	「さいたま市農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想」変更の概要 .....	3 頁
4	新旧対照表 .....	4 頁

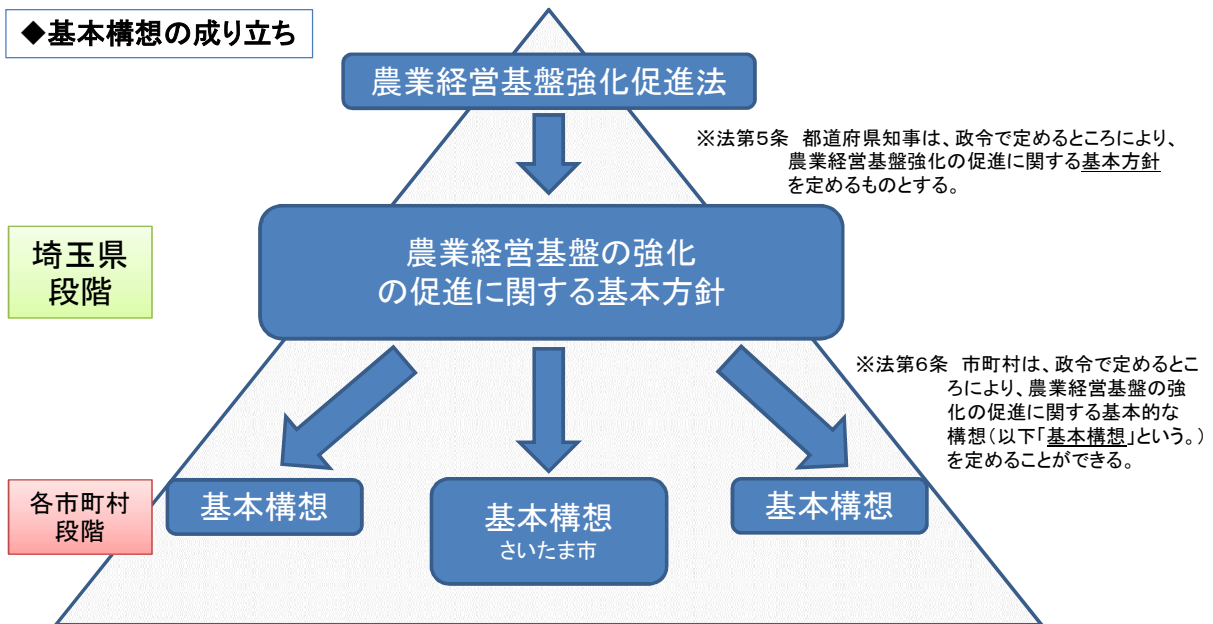
# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について

## ◆基本的な構想とは

農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を達成するため、地域の実情を踏まえ目標や指標等について定めることにより、今後の農業の基本的な方向を明確にしたもの。

市町村が基本構想を策定することにより、認定農業者制度や認定新規就農者制度、利用権の設定等の促進などが実施される。

## ◆基本構想の成り立ち



## ◆基本構想の構成

〇法に基づき、次の事項を定めています。

### 現基本構想の構成

- 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき安定的な農業経営の指標
- 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標  
その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

## ◆農業経営基盤強化促進法の改正

農業経営基盤強化促進法が令和4年5月に改正（令和5年4月施行）され、従来の人・農地プランが地域計画として法律に位置づけられ、次の世代へ農地を着実に引き継いでいくために、「地域農業をどのように維持・発展させていくか」「地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか」などを地域で話し合い、令和7年3月までに市町村の計画として策定することが求められている。

## 2 地域計画（人・農地プラン）の策定

- **同意市町村（基本構想を作成している市町村）**は、地域における農業の将来の在り方等について、**協議の場**を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「**地域計画**」（人・農地プラン）を策定（**情勢の推移**に応じ、**随時変更**が可能）
- 地域計画は、**施行日（令和5年4月1日）から2年以内（令和7年3月末まで）**に策定

### 地域で農業の将来の在り方等を協議

同意市町村は、**自然的経済的社会的諸条件**を考慮した**区域**ごとに、**農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区**等の関係者による**協議の場**を設置し、次を話し合い

- ① 区域における**農業の将来の在り方**
- ② 区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**（※）
- ③ その他**農用地の効率的かつ総合的な利用**を図るために必要な事項



※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理

緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ

茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

同意市町村は、協議の結果を公表

### 同意市町村が地域計画を策定

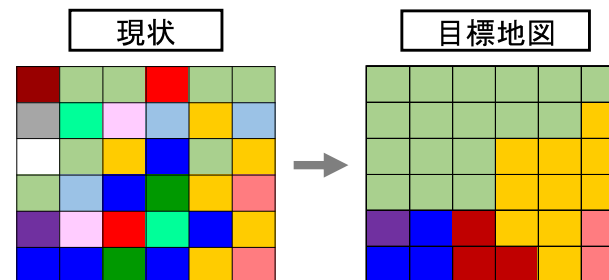
○同意市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

- ①地域計画の**区域**
- ②①の区域における**農業の将来の在り方**
- ③②に向けた**農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標**等

○同意市町村は、③の目標として、**農業を担う者ごとに利用する農用地等**を定め、これを**地図に表示**（「**目標地図**」）

○目標地図の**素案**は、**農業委員会**が市町村の求めを受けて作成

※目標地図のイメージ



農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等

同意市町村は、地域計画を公告

※地域計画の策定は、**市街化区域**については行われない。

## 「さいたま市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更の概要

### 1. 変更の趣旨および内容

農業経営基盤強化促進法（以下、基盤法）の一部改正（令和5年4月1日施行）に伴い、「さいたま市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下、基本構想）」の変更を行うものです。

なお、基盤法第6条に基づき、基本構想は県が定める農業経営基盤強化促進基本方針（以下、基本方針）に即するとともに、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければなりませんとされています。

### 2. 主な変更点

#### （1）「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」の追加

（新旧対照表 19 頁）

基盤法の改正に伴い、農業を担う者の確保及び育成の考え方、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保、関係機関等の役割分担等について定めるもの。

#### （2）「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」の変更

（新旧対照表 22 頁）

埼玉県の基本方針の改正を受け、「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」について目標年次の変更を行うもの。

（改正前）50% → （改正後）56%

#### （3）「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」の追加

（新旧対照表 22 頁）

基盤法の改正に伴い、農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状、それらを踏まえた今後の農地利用等の見通し等について定めるもの。

改正前の「農用地の利用関係の改善に関する事項」の内容に追記を行うもの。

#### （4）「第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項」の追加

（新旧対照表 33 頁）

基盤法の改正に伴い、協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準、地域計画策定の進め方等について定めるもの。

また、上記の改正に伴い、「利用権設定等促進事業に関する事項」を削除するもの。

新 旧 対 照 表

(変更規定等名称) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

変 更 案	現 行
<p><b>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b></p> <p>1 地勢及び全体構想</p> <p>さいたま市は、東京都心から20～40km圏で、埼玉県南部、関東平野の中心に位置する内陸都市であり、人口は130万人を擁し、市内には国の機関が集積するさいたま新都心、大宮駅、浦和駅周辺や幹線道路周辺を中心に商業や工業が発展するとともに、東日本の交通の要衝となっている。</p> <p>一方、首都圏に残された貴重で大規模な優良農地を含む都市環境資源としての見沼田圃や荒川河川敷などがあり、多種多様な農産物が生産されている。</p> <p>今後も都市整備との調和を図りながら農業生産の基盤となる優良農地の確保を図ることにより、農業振興地域整備計画に即した農地の効率的利用による土地利用の確保に努めるものとする。</p> <p>2 農業構造の現状</p> <p>さいたま市の農業構造は、近年の産業構造の変化や高度経済成長から続いた都市化により、農地のかい廃および農業振興を阻害する状況が多く見られる。</p> <p>また、これと平行して、農家の兼業化、高齢化が進み、土地利用型農業を中心とした農業の担い手不足が深刻化してきている。こうした中で農地の資産的保有傾向が強まり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農用地の流動化は、これまで顕著な進展を見ないまま推移している。</p> <p>しかしながら、首都圏に位置する利点を活かし、消費者への適正な流通経路の開拓により、農産物の需要を増加させることが可能となることから、新鮮かつ安全な農産物等の供給の場として、限られた農地を積極的に保全していく必要がある。</p> <p>近年、農地は、都市住民の最も身近で欠くことのできない緑地空間としてだ</p>	<p><b>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b></p> <p>1 地勢及び全体構想</p> <p>さいたま市は、東京都心から20～40km圏で、埼玉県南部、関東平野の中心に位置する内陸都市であり、人口は130万人を擁し、市内には国の機関が集積するさいたま新都心、大宮駅、浦和駅周辺や幹線道路周辺を中心に商業や工業が発展するとともに、東日本の交通の要衝となっている。</p> <p>一方、首都圏に残された貴重で大規模な優良農地を含む都市環境資源としての見沼田圃や荒川河川敷などがあり、多種多様な農産物が生産されている。</p> <p>今後も都市整備との調和を図りながら農業生産の基盤となる優良農地の確保を図ることにより、農業振興地域整備計画に即した農地の効率的利用による土地利用の確保に努めるものとする。</p> <p>2 農業構造の現状</p> <p>さいたま市の農業構造は、近年の産業構造の変化や高度経済成長から続いた都市化により、農地のかい廃および農業振興を阻害する状況が多く見られる。</p> <p>また、これと平行して、農家の兼業化、高齢化が進み、土地利用型農業を中心とした農業の担い手不足が深刻化してきている。こうした中で農地の資産的保有傾向が強まり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展を見ないまま推移している。</p> <p>しかしながら、首都圏に位置する利点を活かし、消費者への適正な流通経路の開拓により、農産物の需要を増加させることが可能となることから、新鮮かつ安全な農産物等の供給の場として、限られた農地を積極的に保全していく必要がある。</p> <p>近年、農地は、都市住民の最も身近で欠くことのできない緑地空間としてだ</p>

けではなく、農地が有する多面的機能が再評価されており、農作業に関心を持つ市民が増えている。

このため、農用地の利用集積が難しい現状を踏まえ、市民協働の手法を活かした施策展開も含めながら、優良農地の保全確保を図っていく。

このようなことから、令和3年3月に改訂した本市農業政策の基本方針である「さいたま市農業振興ビジョン2021」に基づき、農業・農地を取り巻く情勢変化や課題に対応するものとする。

### 3 農業経営の発展目標

さいたま市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力と、やりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、他市町及び埼玉県の指標、本市で展開されている優良な経営の事例を踏まえながら、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を確保できるような経営が本市農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立していくことを目指す。

けではなく、農地が有する多面的機能が再評価されており、農作業に関心を持つ市民が増えている。

このため、農用地の利用集積が難しい現状を踏まえ、市民協働の手法を活かした施策展開も含めながら、優良農地の保全確保を図っていく。

このようなことから、令和3年3月に改訂した本市農業政策の基本方針である「さいたま市農業振興ビジョン2021」に基づき、農業・農地を取巻く情勢変化や課題に対応するものとする。

### 3 農業経営の発展目標

さいたま市は、今後も人口及び土地需要は、年々増加していくことが予想され、更に大都市へと変化していくものと思われる。

このような都市化の予測による必要面積は、市街化区域の再設定により確保されているが、近年、市街化調整区域においても公用公共用施設の建設等、一部都市化傾向が進んでいる。

このようなことから、農業振興地域を中心に農産物直売体制の整備や都市住民と農業とのふれあいの場の創設、環境保全型農業や集約的農業の推進、また、担い手農家の育成や農業生産基盤整備等の継続など、付加価値の高い都市農業の育成を図る必要がある。

今後の本市の農業施策の実施に伴い、農業が職業として選択し得る魅力と、やりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、他市町及び埼玉県の指標、本市で展開されている優良な経営の事例を踏まえながら、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を確保できるような経営が本市農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立していくことを目指す。

#### 4 農業経営体育成の方向

さいたま市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、さいたま市は、農業協同組合、農業委員会、県農林振興センター等と地域の実情に合わせた指導を行えるよう、さいたま市担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、上記の、さいたま市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、農地中間管理事業等を活用し、利用権の設定等を進める。更に、地域計画の作成・更新を通じた地域の話合い等により、農用地の集積や集約を図る。

また、農用地の流動化に関しては、全市的な情報が不足していることから、調査等を通じて集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう農用地情報の収集に努める。

#### 4 農業経営体育成の方向

さいたま市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、さいたま市は、農業協同組合、農業委員会、県農林振興センター等と地域の実情に合わせた指導を行えるよう、さいたま市担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、上記の、さいたま市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、農地中間管理事業等を活用し、利用権設定等を進める。

また、農地の流動化に関しては、全市的な情報が不足していることから、調査等を通じて集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう農地情報の収集に努める。

~~水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立をめざす。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定によ~~

~~る農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導助言を行う。~~

このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、さいたま農業協同組合及び南彩農業協同組合と連絡を密にして農地貸借と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を助長するため、県農林振興センターの指導の下に、先端技術の活用や高収益作物の導入等、それぞれの地域の作目に応じた産地形成を推進する。

生産組織では、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

また、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間では、営農形態、営農意欲、農業所得などの格差が益々広がっていることから、相互にメリットを享受でき、連携協力していくことを通じて、法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

このような農用地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、さいたま農業協同組合及び南彩農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）と連絡を密にして農用地貸借と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を助長するため、県農林振興センターの指導の下に、先端技術の活用や高収益作物の導入等、それぞれの地域の作目に応じた産地形成を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

また、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間では、営農形態、営農意欲、農業所得などの格差が益々広がっていることから、相互にメリットを享受でき、連携協力していくことを通じて、法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。



特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用の認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、地域の面的な広がりを対象とした農業構造改善に資する事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の視点から十分な検討を行う。

## 5 支援体制

さいたま市は、さいたま市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の揭示等の重点的指導及び農業協同組合支所単位の研修会の開催等を県農林振興センターの協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営力の向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

### (1) 新規就農の現状

さいたま市の新規就農者は、平成30年度は19人、令和元年度は16人、令和2年度は16人、令和3年は16人、令和4年21人となっており、本市農業の持続的な発展に向け、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、さいたま市は青年層に農業を職業として選択

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用の認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

更に、地域の面的な広がりを対象とした農業構造改善に資する事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の視点から十分な検討を行う。

## 5 支援体制

さいたま市は、さいたま市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の揭示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を県農林振興センターの協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

さいたま市の新規就農者は、平成28年度は10人、平成29年度は20人、平成30年度は19人、令和元年度は16人、令和2年度は16人となっており、急激な都市化の進展や社会・経済情勢の変化に伴い、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、さいたま市は青年層に農業を職業として選択

してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

埼玉県が策定した農業経営基盤強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標330人を踏まえ、さいたま市においては年間15人以上の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を年間2法人増加させる。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

他市町及び埼玉県の指標、本市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

#### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けたさいたま市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農林振興センターや農業委員会、農業協同組合、生産団体等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する40代以下の青年農業従事者を40万人拡大するという新規就農者の確保・定着目標や埼玉県が策定した農業経営基盤強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、さいたま市においては年間15人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を年間2法人増加させる。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

さいたま市及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

#### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けたさいたま市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農林振興センターや農業委員会、農業協同組合、生産団体等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 東部地区

綾瀬川・元荒川流域では水稲や転作作物で特産品のくわい、岩槻台地では小松菜・山東な（べかな）の施設栽培が活発で、農業協同組合中心の共販による市場出荷が行われているとともに、ヨーロッパ野菜の生産・普及活動が行われている地域。生産性の向上を図り、従来の産地形成を更に強化し、市場出荷を軸とした活性化を進めていく。

イ 中部地区

見沼田圃地域では、水稲をはじめ、植木・苗木・直売向けの野菜の他、ブルーベリー・梨・ぶどうなどの観光農園、大宮台地の中心部から安行台地にかけては野菜・花き・植木が作付され、チコリーのブランド化も進められている地域。立地条件を活かし、都市部の消費者への直売や農体験の提供を軸とした活性化を進めていく。

ウ 西部地区

荒川流域の水田地帯は県内有数の早場米の生産地帯になっている一方、大宮台地の西部では梨、ぶどうなどの果樹や野菜が栽培されている地域。直売やグループ出荷を軸とした活性化を進めていく。

**第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標**

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に、さいたま市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつさいたま市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、本指標の基幹的農業従事者は家族2人を基準としている。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 東部地区

綾瀬川・元荒川流域では水稲や転作作物で特産品のクワイ、岩槻台地では小松菜・山東な（べかな）の施設栽培が活発で、農業協同組合中心の共販による市場出荷が行われているとともに、ヨーロッパ野菜の生産・普及活動が行われている地域。生産性の向上を図り、従来の産地形成を更に強化し、市場出荷を軸とした活性化を進めていく。

イ 中部地区

見沼田圃地域では、水稲をはじめ、植木・苗木・直売向けの野菜の他、ブルーベリー・梨・ぶどうなどの観光農園、大宮台地の中心部から安行台地にかけては野菜・花き・植木が作付され、チコリーのブランド化も進められている地域。立地条件を活かし、都市部の消費者への直売や農体験の提供を軸とした活性化を進めていく。

ウ 西部地区

荒川流域の水田地帯は県内有数の早場米の生産地帯になっている一方、大宮台地の西部では梨、ぶどうなどの果樹や野菜が栽培されている地域。直売やグループ出荷を軸とした活性化を進めていく。

**第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標**

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に、さいたま市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつさいたま市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、本指標の基幹農業従事者は家族2人を基準としている。

[個別経営体]

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀複合①	<作付面積等> 水稲 9ha 小麦 1.5ha 大豆 1ha	<資本装備> 作業場兼車庫 1棟 80㎡ トラクター (50ps) 1台 (20ps) 1台 耕耘機 1台 乗用型田植機 (6条) 1台 自脱型コンバイン (4条刈) 1台 乾燥機 (30石) 2台 は種機 1台 トラック (2t) 1台 トラック (軽) 1台  <その他> ・基盤整備された水田	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・作業受託の実施
基幹従事者 2人	ブロッコリー 0.5ha  <経営面積> 水田 12ha			

[個別経営体]

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀複合①	<作付面積等> 水稲 9ha 小麦 1.5ha 大豆 1ha	<資本装備> 作業場兼車庫 1棟 80㎡ トラクター (50ps) 1台 (20ps) 1台 耕耘機 1台 乗用型田植機 (6条) 1台 自脱型コンバイン (4条刈) 1台 乾燥機 (30石) 2台 は種機 1台 トラック (2t) 1台 トラック (軽) 1台  <その他> ・基盤整備された水田	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・作業受託の実施
基幹従事者 2人	ブロッコリー 0.5ha  <経営面積> 水田 12ha			

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀複合② 基幹従事者 2人	<作付面積等> 水稻 7ha 小麦 1ha くわい 0.3ha  <経営面積> 水田 8.3ha	<資本装備> 作業場兼車庫 1棟 100㎡ トラクター (50ps) 1台 (30ps) 1台 施肥田植機 (乗用型 6条) 1台 ドリルシーダー (13条) 1台 自脱型コンバイン (4条刈) 1台 乾燥機 2台 自動噴霧器 (搭載型 120ℓ) 1台 農用トラック 1台 くわい掘り取り機 1台 ズームスプレーヤー (300ℓ) 1台  <その他> ・基盤整備された1区画30aのはん用水田	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・作物の生育診断、経営管理に高度情報管理システムを導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
施設きゅうり 基幹従事者 2人	<作付面積等> 促成きゅうり 4,000㎡ 抑制きゅうり 4,000㎡  <経営面積> ビニールハウス 4,000㎡	<資本装備> ビニールハウス 4棟 4,000㎡ 作業場 50㎡ 堆肥盤 30㎡ トラクター (20ps) 1台 管理機 1台 施肥灌水装置 1台 トラック (2t) 1台 温風暖房機 4台  <その他> ・施設は複合環境制御装置 ・施肥灌水自動装置 ・接ぎ木作業の機械化 ・きゅうりは50%を直売 ・パソコンの活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀複合② 基幹従事者 2人	<作付面積等> 水稻 7ha 小麦 1ha くわい 0.3ha  <経営面積> 水田 8.3ha	<資本装備> 作業場兼車庫 1棟 100㎡ トラクター (50ps) 1台 (30ps) 1台 施肥田植機 (乗用型 6条) 1台 ドリルシーダー (13条) 1台 自脱型コンバイン (4条刈) 1台 乾燥機 2台 自動噴霧器 (搭載型 120ℓ) 1台 農用トラック 1台 クワイ掘り取り機 1台 ズームスプレーヤー (300ℓ) 1台  <その他> ・基盤整備された1区画30aのはん用水田	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・作物の生育診断、経営管理に高度情報管理システムを導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
施設きゅうり 基幹従事者 2人	<作付面積等> 促成きゅうり 4,000㎡ 抑制きゅうり 4,000㎡  <経営面積> ビニールハウス 4,000㎡	<資本装備> ビニールハウス 4棟 4,000㎡ 作業場 50㎡ 堆肥盤 30㎡ トラクター (20ps) 1台 管理機 1台 施肥灌水装置 1台 トラック (2t) 1台 温風暖房機 4台  <その他> ・施設は複合環境制御装置 ・施肥灌水自動装置 ・接ぎ木作業の機械化 ・きゅうりは50%を直売 ・パソコンの活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設トマト 基幹従事者 2人	<p>&lt;作付面積等&gt; トマト 3,000㎡ 抑制トマト 2,000㎡</p> <p>&lt;経営面積&gt; 鉄骨アクリル温室 3,000㎡</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 鉄骨アクリル温室3棟 3,000㎡ 作業場 50㎡ 堆肥盤 30㎡ トラクター(20ps) 1台 管理機 1台 暖房機 3台 動力噴霧器 1台</p> <p>&lt;その他&gt; ・施設は複合環境制御装置 ・トマトは50%を直売 ・パソコンの活用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止</p>	施設トマト 基幹従事者 2人	<p>&lt;作付面積等&gt; トマト 3,000㎡ 抑制トマト 2,000㎡</p> <p>&lt;経営面積&gt; 鉄骨アクリル温室 3,000㎡</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 鉄骨アクリル温室3棟 3,000㎡ 作業場 50㎡ 堆肥盤 30㎡ トラクター(20ps) 1台 管理機 1台 暖房機 3台 動力噴霧器 1台</p> <p>&lt;その他&gt; ・施設は複合環境制御装置 ・トマトは50%を直売 ・パソコンの活用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止</p>
施設こまつな 複合 基幹従事者 2人	<p>&lt;作付面積等&gt; こまつな 3,000㎡ 水稻 1.6ha くわい 0.4ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 鉄骨アクリル温室 3,000㎡ 水田 2ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 鉄骨アクリル温室3棟 3,000㎡ 作業場 50㎡ 堆肥盤 30㎡ トラクター(20ps) 1台 管理機 1台 稲作作業場 1式 くわい掘り取り機 1台 トラック(2t) 1台</p> <p>&lt;その他&gt; ・こまつなは堆肥施用による良品質生産 ・くわいは掘り取り機を導入し省力化を図る</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止</p>	施設こまつな 複合 基幹従事者 2人	<p>&lt;作付面積等&gt; こまつな 3,000㎡ 水稻 1.6ha くわい 0.4ha</p> <p>&lt;経営面積&gt; 鉄骨アクリル温室 3,000㎡ 水田 2ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 鉄骨アクリル温室3棟 3,000㎡ 作業場 50㎡ 堆肥盤 30㎡ トラクター(20ps) 1台 管理機 1台 稲作作業場 1式 くわい掘り取り機 1台 トラック(2t) 1台</p> <p>&lt;その他&gt; ・こまつなは堆肥施用による良品質生産 ・くわいは掘り取り機を導入し省力化を図る</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設トマト・露地野菜 基幹従事者 2人	<p>&lt;作付面積等&gt;            トマト 3,000㎡            ネギ 60a            花芯山東菜 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt;            鉄骨ビニールハウス 3,000㎡            畑 60a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            鉄骨ビニールハウス3棟 3,000㎡            作業場兼車庫1棟 58.3㎡            堆肥盤 30㎡            トラクター(20ps) 1台            自動カーテン装置 一式            施肥灌水装置 一式            温風暖房機 3台            移植機(ネギ) 1台            ネギの皮むき機、掘り取り機 各1台            フロントローダー 1台            無人防除機 1台</p> <p>&lt;その他&gt;            ・施設は複合環境制御装置            ・施肥灌水自動装置            ・ネギ、山東菜の輪作体系            ・露地野菜の植え付け作業等機械作業による省力化            ・集出荷場は共同利用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る            ・青色申告の実施            ・市場予測、販売、経営管理にパソコンを活用</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入            ・選別、荷造りの簡素化及び請負制度やパートを活用</p>
ほうれんそう・露地野菜 基幹従事者 2人	<p>&lt;作付面積等&gt;            ほうれんそう 120a            枝豆 40a            ブロッコリー40a</p> <p>&lt;経営面積&gt;            露地野菜 1.6ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            作業場兼車庫1棟 100㎡            予冷库1基 3.3㎡            トラクター(32ps) 1台            トラック(2t) 1台            畦立・播種マルチャー 1台            堆肥盤 30㎡            マニユアスプレッダー 1台            フロントローダー 1台            畑地かんがい施設 一式            パソコン 1台</p> <p>&lt;その他&gt;            ・1区画10aとし4ブロックによる輪作            ・収穫調整作業等の機械化            ・地力増進のためのイネ科、マメ科等の作物の導入            ・施肥灌水自動装置            ・畑地かんがい施設の活用            ・パソコンの活用            ・集出荷場は共同利用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る            ・青色申告の実施            ・市場予測、販売、経営管理にパソコンを活用</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入            ・雇用労働力による調整、荷造りの作業等の分業化</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設トマト・露地野菜 基幹従事者 2人	<p>&lt;作付面積等&gt;            トマト 3,000㎡            ネギ 60a            花芯山東菜 30a</p> <p>&lt;経営面積&gt;            鉄骨ビニールハウス 3,000㎡            畑 60a</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            鉄骨ビニールハウス3棟 3,000㎡            作業場兼車庫1棟 58.3㎡            堆肥盤 30㎡            トラクター(20ps) 1台            自動カーテン装置 一式            施肥灌水装置 一式            温風暖房機 3台            移植機(ネギ) 1台            ネギの皮むき機、掘り取り機 各1台            フロントローダー 1台            無人防除機 1台</p> <p>&lt;その他&gt;            ・施設は複合環境制御装置            ・施肥灌水自動装置            ・ネギ、山東菜の輪作体系            ・露地野菜の植え付け作業等機械作業による省力化            ・集出荷場は共同利用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る            ・青色申告の実施            ・市場予測、販売、経営管理にパソコンを活用</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入            ・選別、荷造りの簡素化及び請負制度やパートを活用</p>
ほうれんそう・露地野菜 基幹従事者 2人	<p>&lt;作付面積等&gt;            ほうれんそう 120a            枝豆 40a            ブロッコリー40a</p> <p>&lt;経営面積&gt;            露地野菜 1.6ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            作業場兼車庫1棟 100㎡            予冷库1基 3.3㎡            トラクター(32ps) 1台            トラック(2t) 1台            畦立・播種マルチャー 1台            堆肥盤 30㎡            マニユアスプレッダー 1台            フロントローダー 1台            畑地かんがい施設 一式            パソコン 1台</p> <p>&lt;その他&gt;            ・1区画10aとし4ブロックによる輪作            ・収穫調整作業等の機械化            ・地力増進のためのイネ科、マメ科等の作物の導入            ・施肥灌水自動装置            ・畑地かんがい施設の活用            ・パソコンの活用            ・集出荷場は共同利用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る            ・青色申告の実施            ・市場予測、販売、経営管理にパソコンを活用</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入            ・雇用労働力による調整、荷造りの作業等の分業化</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設軟弱野菜 基幹従事者 2人	<p>&lt;作付面積等&gt; こまつな 20a×6作 山東菜 15a×6作</p> <p>&lt;経営面積&gt; 鉄骨ビニールハウス 3,500㎡</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 鉄骨ビニールハウス 3,500㎡ 作業場1棟 100㎡ 予冷库1基 3.3㎡ トラクター (20ps) 1台 トラック 1台 自動灌水装置 1台 マニュアルブレッダー 1台 フロントローダー 1台</p> <p>&lt;その他&gt; ・周年栽培による土地の高度利用 ・地力増進のためのイネ科、マメ科等の作物の導入 ・パソコンの活用 ・集出荷場は共同利用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・市場予測、販売、経営管理にパソコンを活用</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・労働のピーク時は雇用労働力を積極的に活用</p>
鉢物① 基幹従事者 2人	<p>&lt;作付面積等&gt; シクラメン 3,000㎡</p> <p>&lt;経営規模&gt; 鉄骨アクリル温室 3,000㎡</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 鉄骨アクリル温室3棟 3,000㎡ 作業場兼車庫 200㎡ 温風暖房機 3台 ベルトクラッシャー 1台 フロントローダ 1台 トラック (2t) 1台 パソコン 1台 ファクシミリ 1台</p> <p>&lt;その他&gt; ・施設は複合環境制御装置 ・100%庭先販売 ・宅配便の活用 ・パソコン等の活用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・販売管理、経営診断、顧客サービス等にパソコン、ファクシミリを活用し経営の合理化を図る</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・雇用労働力の確保による過重労働の防止</p>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設軟弱野菜 基幹従事者 2人	<p>&lt;作付面積等&gt; こまつな 20a×6作 山東菜 15a×6作</p> <p>&lt;経営面積&gt; 鉄骨ビニールハウス 3,500㎡</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 鉄骨ビニールハウス 3,500㎡ 作業場1棟 100㎡ 予冷库1基 3.3㎡ トラクター (20ps) 1台 トラック 1台 自動灌水装置 1台 マニュアルブレッダー 1台 フロントローダー 1台</p> <p>&lt;その他&gt; ・周年栽培による土地の高度利用 ・地力増進のためのイネ科、マメ科等の作物の導入 ・パソコンの活用 ・集出荷場は共同利用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・市場予測、販売、経営管理にパソコンを活用</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・労働のピーク時は雇用労働力を積極的に活用</p>
鉢物① 基幹従事者 2人	<p>&lt;作付面積等&gt; シクラメン 3,000㎡</p> <p>&lt;経営規模&gt; 鉄骨アクリル温室 3,000㎡</p>	<p>&lt;資本装備&gt; 鉄骨アクリル温室3棟 3,000㎡ 作業場兼車庫 200㎡ 温風暖房機 3台 ベルトクラッシャー 1台 フロントローダ 1台 トラック (2t) 1台 パソコン 1台 ファクシミリ 1台</p> <p>&lt;その他&gt; ・施設は複合環境制御装置 ・100%庭先販売 ・宅配便の活用 ・パソコン等の活用</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・販売管理、経営診断、顧客サービス等にパソコン、ファクシミリを活用し経営の合理化を図る</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・雇用労働力の確保による過重労働の防止</p>



営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
鉢物② 基幹従事者 2人	<作付面積等> ハイビスカス シクラメン ペチュニア等 3,300㎡ <経営面積> 鉄骨ハウス 1,650㎡ パイプハウス 1,650㎡	<資本装備> 鉄骨ハウス 1,650㎡ パイプハウス 1,650㎡ 蒸気土壌消毒機 1台 ポットイングマシーン 1台 フロントローダー 1台 フォークリフト 1台 <その他> ・施設の集中化による、効率的作業の確立 ・パソコンの活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市場予測、経営管理などにパソコンを活用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用導入による過重労働の防止
洋ラン 基幹従事者 2人	<作付面積等> フェルノシス 2,000㎡ <経営規模> 鉄骨アクリル温室 2,000㎡	<資本装備> 鉄骨アクリル温室 2棟 2,000㎡ 多目的細霧システム 2,000㎡ 荷造り・出荷場 200㎡ 温風暖房機 2台 トラック(2t) 1台 パソコン 1台 ファクシミリ 1台 <その他> ・施設は複合環境制御装置 ・パソコン等の活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断、顧客サービス等にパソコン、ファクシミリを活用し経営の合理化を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
鉢物② 基幹従事者 2人	<作付面積等> ハイビスカス シクラメン ペチュニア等 3,300㎡ <経営面積> 鉄骨ハウス 1,650㎡ パイプハウス 1,650㎡	<資本装備> 鉄骨ハウス 1,650㎡ パイプハウス 1,650㎡ 蒸気土壌消毒機 1台 ポットイングマシーン 1台 フロントローダー 1台 フォークリフト 1台 <その他> ・施設の集中化による、効率的作業の確立 ・パソコンの活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・市場予測、経営管理などにパソコンを活用	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用導入による過重労働の防止
洋ラン 基幹従事者 2人	<作付面積等> フェルノシス 2,000㎡ <経営規模> 鉄骨アクリル温室 2,000㎡	<資本装備> 鉄骨アクリル温室 2棟 2,000㎡ 多目的細霧システム 2,000㎡ 荷造り・出荷場 200㎡ 温風暖房機 2台 トラック(2t) 1台 パソコン 1台 ファクシミリ 1台 <その他> ・施設は複合環境制御装置 ・パソコン等の活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断、顧客サービス等にパソコン、ファクシミリを活用し経営の合理化を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地切花 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 露地ギク 40a ハナモモ 25a シノブヒバ 10a ペニシマツツジ 10a  〈経営規模〉 畑 85a	〈資本装備〉 荷造り・作業場 200㎡ 促成温室 100㎡ トラクター (26ps) 1台 耕うん機 1台 温風暖房機 1台 動力噴霧器 1台 トラック (2t) 1台 (軽) 1台 結束機 1台  〈その他〉 露地ギク、枝物を組み合わせた周年生産体制	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
施設切花 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 バラ 4,000㎡  〈経営規模〉 鉄骨アクリル温室 4,000㎡	〈資本装備〉 鉄骨アクリル温室 4棟 4,000㎡ 溶液栽培システム 一式 多目的細霧システム 一式 暖房機 4台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地切花 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 露地ギク 40a ハナモモ 25a シノブヒバ 10a ペニシマツツジ 10a  〈経営規模〉 畑 85a	〈資本装備〉 荷造り・作業場 200㎡ 促成温室 100㎡ トラクター (26ps) 1台 耕うん機 1台 温風暖房機 1台 動力噴霧器 1台 トラック (2t) 1台 (軽) 1台 結束機 1台  〈その他〉 露地ギク、枝物を組み合わせた周年生産体制	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
施設切花 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 バラ 4,000㎡  〈経営規模〉 鉄骨アクリル温室 4,000㎡	〈資本装備〉 鉄骨アクリル温室 4棟 4,000㎡ 溶液栽培システム 一式 多目的細霧システム 一式 暖房機 4台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設・露地切花 基幹従事者 2人	<作付面積等> ハウスカーネーション 4,000㎡ 露地 菊 10a <経営面積> 鉄骨ビニールハウス 4,000㎡ 露地畑 10a	<資本装備> 鉄骨ビニールハウス 4,000㎡ 作業場 75㎡ 保冷库 1台 トラクター (20ps) 1台 トラック 1台 加温施設 一式 自動施肥灌水装置 1台 <その他> ・温室は、複合環境制御 ・施設の効率的利用を図ったコスト低減と収益率の向上が図られる ・優良系統の品種を組み合わせ、出荷と労力とのバランスが保てる ・パソコン、FAX等情報機器の利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売、顧客、労務管理を中心にパソコン、FAX等情報機器を導入し合理化を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用導入による過重労働の防止
植木苗木① 基幹従事者 2人	<作付面積等> 養成本 ドウダンツツジ 30a カイズカイブキ 50a サツキ 50a コンテナ養成本 ベニカナメ 500㎡ ハミスギ 500㎡ <経営規模> 畑 1.3ha 育苗ハウス 1000㎡	<資本装備> 作業場 100㎡ 育苗ハウス 1000㎡ バックホウ 1台 ベルトクラッシャー 1台 フロントローダ 1台 土壤消毒機 1台 トラック (2t) 1台 <その他> ・コンテナ栽培周年出荷体制	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設・露地切花 基幹従事者 2人	<作付面積等> ハウスカーネーション 4,000㎡ 露地 菊 10a <経営面積> 鉄骨ビニールハウス 4,000㎡ 露地畑 10a	<資本装備> 鉄骨ビニールハウス 4,000㎡ 作業場 75㎡ 保冷库 1台 トラクター (20ps) 1台 トラック 1台 加温施設 一式 自動施肥灌水装置 1台 <その他> ・温室は、複合環境制御 ・施設の効率的利用を図ったコスト低減と収益率の向上が図られる ・優良系統の品種を組み合わせ、出荷と労力とのバランスが保てる ・パソコン、FAX等情報機器の利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売、顧客、労務管理を中心にパソコン、FAX等情報機器を導入し合理化を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用導入による過重労働の防止
植木苗木① 基幹従事者 2人	<作付面積等> 養成本 ドウダンツツジ 30a カイズカイブキ 50a サツキ 50a コンテナ養成本 ベニカナメ 500㎡ ハミスギ 500㎡ <経営規模> 畑 1.3ha 育苗ハウス 1000㎡	<資本装備> 作業場 100㎡ 育苗ハウス 1000㎡ バックホウ 1台 ベルトクラッシャー 1台 フロントローダ 1台 土壤消毒機 1台 トラック (2t) 1台 <その他> ・コンテナ栽培周年出荷体制	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
植木苗木② 基幹従事者 2人	<作付面積等> ハナミズキ 36a ツツジ類 90a ケヤキ 20a ベニカナメモチ 2.3a コニファー類 20a サザンカ 22a シラカシ 10a  <経営面積> バイブハウス 500㎡ 畑 1.3ha	<資本装備> バイブハウス 500㎡ 作業場 300㎡ トラクター 1台 バックホウ 1台 ベルトクラッシャー 1台  <その他> ・繁殖から養成木生産の計画一環体系の確立 ・機械を有効利用して省力作業体系の確立 ・パソコン、FAX等情報機器の活用 ・ほ場ローテーションによる樹種の効率選択	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売、顧客、労務管理を中心にパソコン、FAX等情報機器を導入し合理化を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用導入による過重労働の防止
野菜（直売） 基幹従事者 2人	<作付面積等> 水稲 0.6ha トマト 2,000㎡ キュウリ 2,000㎡ 枝豆 0.1ha ほうれんそう 0.1ha スイートコーン 0.1ha ブロッコリー 0.1ha さといも 0.2ha ハッ子 0.2ha  <経営規模> 水田 0.6ha 畑 0.7ha ビニールハウス 4,000㎡	<資本装備> ビニールハウス4棟 4,000㎡ 作業場兼車庫1棟 50㎡ 堆肥盤 30㎡ トラクター（25ps） 1台 管理機（5ps） 1台 軽トラック（550kg） 1台 掘取り機 1台 選別機 1台 温風暖房機 4台  <その他> ・施設は複合環境制御装置 ・液肥灌水自動装置 ・パソコンの活用 ・輪作と土作り	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
植木苗木② 基幹従事者 2人	<作付面積等> ハナミズキ 36a ツツジ類 90a ケヤキ 20a ベニカナメモチ 2.3a コニファー類 20a サザンカ 22a シラカシ 10a  <経営面積> バイブハウス 500㎡ 畑 1.3ha	<資本装備> バイブハウス 500㎡ 作業場 300㎡ トラクター 1台 バックホウ 1台 ベルトクラッシャー 1台  <その他> ・繁殖から養成木生産の計画一環体系の確立 ・機械を有効利用して省力作業体系の確立 ・パソコン、FAX等情報機器の活用 ・ほ場ローテーションによる樹種の効率選択	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売、顧客、労務管理を中心にパソコン、FAX等情報機器を導入し合理化を図る	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用導入による過重労働の防止
野菜（直売） 基幹従事者 2人	<作付面積等> 水稲 0.6ha トマト 2,000㎡ キュウリ 2,000㎡ 枝豆 0.1ha ほうれんそう 0.1ha スイートコーン 0.1ha ブロッコリー 0.1ha さといも 0.2ha ハッ子 0.2ha  <経営規模> 水田 0.6ha 畑 0.7ha ビニールハウス 4,000㎡	<資本装備> ビニールハウス4棟 4,000㎡ 作業場兼車庫1棟 50㎡ 堆肥盤 30㎡ トラクター（25ps） 1台 管理機（5ps） 1台 軽トラック（550kg） 1台 掘取り機 1台 選別機 1台 温風暖房機 4台  <その他> ・施設は複合環境制御装置 ・液肥灌水自動装置 ・パソコンの活用 ・輪作と土作り	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹（直売） 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 露地梨 0.9ha 幸水・豊水 露地ぶどう 0.1ha 〈経営規模〉 畑 1.0ha	〈資本装備〉 作業場・格納庫 33㎡ 果樹棚 1.0ha トラクター（22ps） 1台 スピードスプレイ 1台 多目的防災網 一式 〈その他〉 ・100%直売（宅配） ・駐車場・トイレの完備	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止
養豚 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 種雌豚 80頭 年間出荷頭数 1750頭 〈経営規模〉 豚 950頭（種雌豚 80頭、種雄豚 4頭、育成豚 15頭、肉豚 851頭）	〈資本装備〉 分娩豚舎 200㎡ 群豚舎・雄豚舎 375㎡ 子豚舎・肉豚舎 610㎡ 自動給飼機 一式 堆肥発酵装置 一式 〈その他〉 ・種雌豚はサキタマ系 ・肉豚は LWD（LWH）の三元交配豚	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹（直売） 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 露地梨 0.9ha 幸水・豊水 露地ぶどう 0.1ha 〈経営規模〉 畑 1.0ha 〈その他〉 ・100%直売（宅配） ・駐車場・トイレの完備	〈資本装備〉 作業場・格納庫 33㎡ 果樹棚 1.0ha トラクター（22ps） 1台 スピードスプレイ 1台 多目的防災網 一式 〈その他〉 ・100%直売（宅配） ・駐車場・トイレの完備	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止
養豚 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 種雌豚 80頭 年間出荷頭数 1750頭 〈経営規模〉 豚 950頭（種雌豚 80頭、種雄豚 4頭、育成豚 15頭、肉豚 851頭）	〈資本装備〉 分娩豚舎 200㎡ 群豚舎・雄豚舎 375㎡ 子豚舎・肉豚舎 610㎡ 自動給飼機 一式 堆肥発酵装置 一式 〈その他〉 ・種雌豚はサキタマ系 ・肉豚は LWD（LWH）の三元交配豚	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養鶏 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 常時成鶏羽数 19,870羽 鶏卵年販売量 出荷 205,033kg 直売 87,872kg  〈経営規模〉 採卵鶏 21,000羽	〈資本装備〉 ウインドレス成鶏舎 804㎡ (全自動ケージシステム) 3棟 鶏糞強制発酵装置 1基 鶏卵処理作業・直売所 60㎡ 1棟 スチームクリーナー 1台 鶏糞袋詰め機 1台 小型トラック 1台  〈その他〉 ・畜舎はウインドレスケージとし、全自動ケージシステムを利用し、鶏糞は強制発酵装置を導入し、良質な堆肥生産を行う ・生産した鶏卵の30%は産地直売とし、70%は市場出荷 ・鶏糞の発酵堆肥は自家販売	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理を行う ・作業の単純化、自動化により省力的な管理を行う ・雇用労力の活用による直売鶏卵の処理・包装	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止
酪農 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 乳用牛 50頭 飼料作物 5ha イリアンテグラス 5ha トウモロコシ 2.5ha ソルガム 2.5ha  〈経営規模〉 経産牛 40頭 飼料作付地 5ha	〈資本装備〉 牛舎 740㎡ 自動給飼機 一式 トラクター 一式 ロールバレー 一式 コーンハーベスタ 一式 堆肥舎 一式  〈その他〉 飼料畑 1ha以上 作業機械類は共同化	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・酪農ヘルパーの定期的活用により飼養管理、労力の軽減を図る

### 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養鶏 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 常時成鶏羽数 19,870羽 鶏卵年販売量 出荷 205,033kg 直売 87,872kg  〈経営規模〉 採卵鶏 21,000羽	〈資本装備〉 ウインドレス成鶏舎 804㎡ (全自動ケージシステム) 3棟 鶏糞強制発酵装置 1基 鶏卵処理作業・直売所 60㎡ 1棟 スチームクリーナー 1台 鶏糞袋詰め機 1台 小型トラック 1台  〈その他〉 ・畜舎はウインドレスケージとし、全自動ケージシステムを利用し、鶏糞は強制発酵装置を導入し、良質な堆肥生産を行う ・生産した鶏卵の30%は産地直売とし、70%は市場出荷 ・鶏糞の発酵堆肥は自家販売	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する ・ハサップ方式の考え方を取り入れた生産管理を行う ・作業の単純化、自動化により省力的な管理を行う ・雇用労力の活用による直売鶏卵の処理・包装	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の確保による過重労働の防止
酪農 基幹従事者 2人	〈作付面積等〉 乳用牛 50頭 飼料作物 5ha イリアンテグラス 5ha トウモロコシ 2.5ha ソルガム 2.5ha  〈経営規模〉 経産牛 40頭 飼料作付地 5ha	〈資本装備〉 牛舎 740㎡ 自動給飼機 一式 トラクター 一式 ロールバレー 一式 コーンハーベスタ 一式 堆肥舎 一式  〈その他〉 飼料畑 1ha以上 作業機械類は共同化	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・販売管理、経営診断にパソコンを活用する	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・酪農ヘルパーの定期的活用により飼養管理、労力の軽減を図る

### 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6の(2)に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

## 第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

(新設)

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

さいたま市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

さらに、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

このほか、本市における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする等の観点から、入作者の確保や農業支援サービス事業者による農作業の受委託を促進する。

### 2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の6（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

#### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

##### ア 受入環境の整備

埼玉県青年農業者等育成センターや県農林振興センター、農業委員会、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修に関する情報等）の提供を行うとともに、

市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

また、さいたま市は、農業協同組合、農業委員会、県農林振興センター等の関係機関と一体となって、技術研修・農地の確保・資金相談等を行う「さいたま市明日の農業担い手育成塾」を設置し、さいたま市内で就農を希望する者が確実に就農できるよう支援を行う。

#### イ 中長期的な取組

児童・生徒が農業に興味を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

さいたま市が主体となって埼玉県農業大学校や県農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、生産団体等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのためにさいたま市新規就農者交流会への参加を促すとともに、さいたま市認定農業者協議会との交流の機会を設ける。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを



習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

#### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。更に、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

さいたま市は、農業を担う者を幅広く確保するため、貸付意向のある農地情報、経営の移譲を希望する農業者の情報、就農希望者、参入希望法人の情報等を収集・整理し、農業経営・就農支援センター及び県普及指導センターと連携して、就農希望者のマッチングを行うとともに、就農にあたり必要な助言・指導を行う。

また、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

### 4 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウの習得については埼玉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農林振興センター、農業協同組合、認定農業者、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

**第5** 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

◇ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
<u>56%</u>	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先とする。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

さいたま市においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農用地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等を図るため、担い手の更なる規模拡大を進める必要がある。

**第4** 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

◇ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
<u>50%</u>	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

さいたま市においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等を図るため、担い手の更なる規模拡大を進める必要がある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手の育成及び地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

(3) 関係団体等との連携体制

さいたま市では、関係機関が有する農用地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等を推進する。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

さいたま市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、さいたま市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

さいたま市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手の育成及び利用集積事業の周知等を行い、農地利用集積の推進を積極的に実施していく。

(3) 関係団体等との連携体制

さいたま市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等を推進する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

さいたま市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、さいたま市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

さいたま市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

(削除)

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

更に、さいたま市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従

事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）が  
いるものとする。

（オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる  
要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の  
集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できる  
こととなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正  
化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利  
用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う  
ことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含  
む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的  
に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借に  
よる権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権  
設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者  
が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあって  
は、（ア）に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわ  
らず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内  
で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定す  
る事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受  
ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協  
同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間  
管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第10  
1号）第2条第4項）、又は法第7条第1号に規定する特例事業を行う農地  
中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127  
号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者  
年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独

立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ さいたま市長への確約書の提出やさいたま市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定を受けられるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を

含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

### (3) 開発を伴う場合の措置

① さいたま市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② さいたま市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

### (4) 農用地利用集積計画の策定期間

① さいたま市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② さいたま市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)

の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### （5）要請及び申出

① さいたま市農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、さいたま市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② さいたま市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ さいたま市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地中間管理機構は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### （6）農用地利用集積計画の作成



① さいたま市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② さいたま市は、(5)の②から④の規定による農地中間管理機構、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めることとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、さいたま市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ さいたま市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)についてその者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地

の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

さいたま市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

#### (9) 公告

さいたま市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を、さいたま市の掲示板へ公告する。

#### (10) 公告の効果

さいたま市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

さいたま市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① さいたま市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② さいたま市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ さいたま市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分をさいたま市の掲示板へ公告する。

④ さいたま市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(新設)

(1) 協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、さいたま市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口をさいたま市（経済局農業政策部農業政策課）に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) 地域計画策定の進め方等

さいたま市は、地域計画の策定に当たって、埼玉県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

(1) さいたま市は、農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) さいたま市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供及び事業の協力を行うものとする。

## 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

さいたま市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

## 2 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

(1) さいたま市は、県下一円を区域として農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益社団法人埼玉県農林公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) さいたま市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

## 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

さいたま市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程において、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、[基本要綱参考様式第6-1号](#)の認定申請書を、さいたま市に提出して、農用地利用規程については、さいたま市の認定を受けることができる。

② さいたま市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程において、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、[基本要綱様式第4号](#)の認定申請書を、さいたま市に提出して、農用地利用規程については、さいたま市の認定を受けることができる。

② さいたま市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ さいたま市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を、さいたま市の掲示板へ公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程において、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ さいたま市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を、さいたま市の掲示板へ公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程において、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。



- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ さいたま市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ さいたま市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該

特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① さいたま市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② さいたま市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、さいたま市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

さいたま市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの

特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① さいたま市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② さいたま市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、さいたま市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

さいたま市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの

促進

- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(削除)

促進

- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

さいたま市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高

年齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

更に、さいたま市は「さいたま市農業振興ビジョン2021」に基づき、営農条件の変化に柔軟に対応できる経営体の育成機関として、「さいたま市アグリ・カルチャー・ビジネススクール」を設置し、本市の農業の新時代を担う地域の担い手を育成する。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### （1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ア 受入環境の整備

埼玉県青年農業者等育成センターや県農林振興センター、農業委員会、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修に関する情報等）の提供を行う。  
また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

さいたま市版就農予備校推進事業を実施し、さいたま市への就農希望者向けに農業研修の場を創設し、新規就農者の育成確保を行う。

#### イ 中長期的な取組

児童・生徒が農業に興味を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### （2）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

さいたま市が主体となって埼玉県農業大学校や県農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、生産団体等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのためにさいたま市新規就農者交流会への参加を促すとともに、さいたま市認定農業者協議会との交流の機会を設ける。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

#### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。更に、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウの習得については埼玉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農林振興センター、農業協同組合、認定農業者、

## 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

さいたま市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の推進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア さいたま市は、見沼農業活性化対策事業を活用し、見沼地域における農業団体をソフト面で支援する。

イ さいたま市は、市単独の農業振興事業費補助事業により、全市域の農業者（認定農業者、団体等を含む）を対象に補助を行い、農業経営の合理化・省力化、農業者の農業に対する意識の高揚と都市住民の農業への理解を深めることを目的に、意欲ある農業者等を支援する。

ウ さいたま市は、都市農業振興の施策展開において、利用集積を行う上で支障となる遊休農地を解消するため、都市住民と農村地域の交流及び協業施策を展開していく。

エ さいたま市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

さいたま市は、農業委員会、県農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標を達成・実現するため、効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力かつ計画

農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

さいたま市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の推進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア さいたま市は、見沼農業活性化対策事業を活用し、見沼地域における農業団体をソフト面で支援する。

イ さいたま市は、市単独の農業振興事業費補助事業により、全市域の農業者（認定農業者、団体等を含む）を対象に補助を行い、農業経営の合理化・省力化、農業者の農業に対する意識の高揚と都市住民の農業への理解を深めることを目的に、意欲ある農業者等を支援する。

ウ さいたま市は、都市農業振興の施策展開において、利用集積を行う上で支障となる遊休農地を解消するため、都市住民と農村地域の交流並びに協業施策を展開していく。

エ さいたま市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

さいたま市は、農業委員会、県農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策について、各関係機関・団

的に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、さいたま市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、さいたま市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附則

この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

この基本構想は、令和4年3月31日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和5年〇月〇日から施行する。

体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、さいたま市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、さいたま市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附則

この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

この基本構想は、令和4年3月31日から施行する。

(削除)

別紙 1 (第 5 の 1 の (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

◇ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

◇ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

(2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

◇ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことがで



きると認められること。

◇ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

◇ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(削除)

別紙2 (第5の1の(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払 方 法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を行うものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づきさいたま市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目ごとに農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>